

福岡医発第792号

平成19年8月10日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公 印 省 略)



裁判外紛争解決手続き（ADR）について

拝啓 残暑の候 貴職益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より医事紛争処理に関しましては、貴職並びに担当役員の先生方には何かとご尽力賜り誠に有難うございます。

さて、標題の裁判外紛争解決手続き（ADR）とは、斡旋、調停、仲裁といった方法により紛争を解決する手段であり、今年4月からは「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」いわゆるADR法が施行されております。

弁護士会では全国各地に医療のみならず離婚問題・遺産問題等全ての紛争について対応する紛争解決センターを各地に設置しており、福岡県でも「福岡県弁護士会紛争解決センター」が設置されております。

このたび、本会の医事調停委員会の案件で、患者側が一方的に依頼をした「福岡県弁護士会紛争解決センター」が会員に呼び出し状を送付してきている事例が数例発生しております。

先の各医師会長連絡協議会（8月2日）でもお願いいたしましたが、本会といたしましては、医事調停委員会規則に則り、事故発生や呼び出し等を受けた場合には、まず所属医師会を経て県医師会へ連絡いただくことになっておりますので、紛争への対処を個人で判断せず、まず医師会へ可及的迅速に電話その他の方法によりご連絡いただきますよう、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

敬 具

小郡三井医師会より

担当理事 福富稔明

